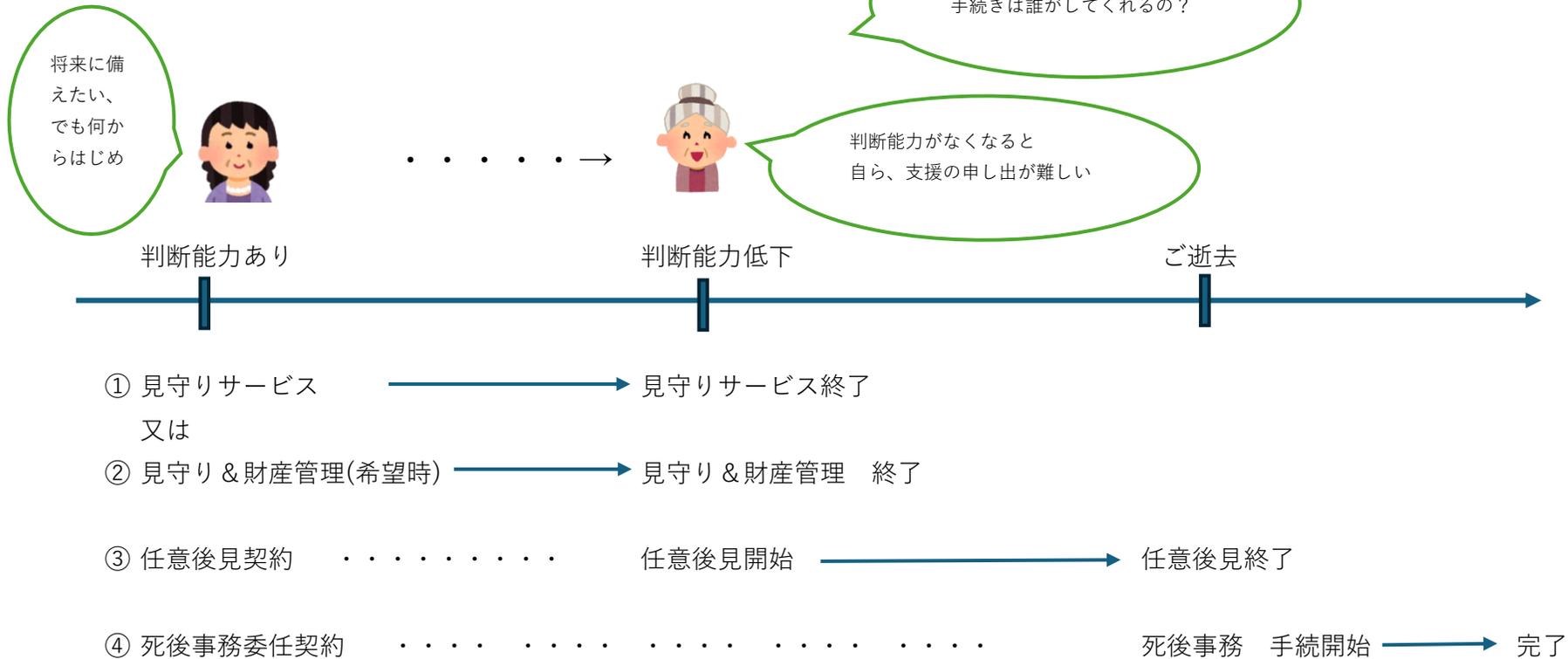


事例紹介 任意後見・死後事務を活用したおひとりさまへの備え

～おひとりさまや身内が遠方で支援が難しい方の場合～



★お元気なうちに契約して将来に備えることで、見守りサービス・任意後見・死後事務委任契約を組み合わせ、生前から死後まで切れ目のない安心を実現できます。

- ①見守りサービスとは、定期的にお電話や訪問で暮らしを見守ります。変化があれば必要なサービスに繋がります。
- ②財産管理事務委任契約とは元気なうちに、日常の財産管理や生活手続きを任せる契約です。銀行での入出金や病院の支払いなどがあり、自由に決められ、一般的に公正証書で作成します
- ③任意後見とは元気なうちに、将来の生活や財産管理を契約で準備できる制度です。
- ④死後事務委任契約とは元気なうちに、亡くなった後の手続きを事前に託す契約で、葬儀・納骨など幅広いサポートを含みます。



1. 親が元気なうち

- ・親が子どもを生活を支える。
- ・将来に備え、親自身に任意後見契約を結んでおくことで安心を確保。

2. 親が病気や認知症になったとき

- ・親が判断能力を失うと、支援の申し出は難しくなる。
- ・障がいのある子ども自身も相談先を見つけにくく、孤立する恐れがある。
- ・この時点で契約に基づき任意後見を発動。

→ 任意後見受任者（あらかじめ契約を結んでおいた個人や法人）が親子の生活費の管理、入院や施設の契約、医療費・介護費の支払い、お子さまの成年後見申立て等を担う。

3. 親が亡くなった後

- ・親の死去と同時に任意後見は終了。
- ・後見は終了してしまうが、任意後見契約とは別途、死後事務委任契約もしておくことで親の病院への身柄の引き取り、葬儀・納骨まで行える。

※親なきあと、とは

病気や加齢などで親が支援できなくなった時点を含む、広義の「親がいない・支援できない状況」のことです。

※8050とは・・・

高齢の親が中高年の子を支え続け、親の認知症や死後に生活が不安定になる状況です。

本事例は一例であり、実際にはさまざまな条件が伴います。具体的にできること・できないこと、そして「ほかに良い方法がないか」も含めてご相談いただけます。

10月10日(金)の講演会にぜひお越しください。
同日12時から18時まで個別相談もお受けします。

